

(質問)

林業者・木材業者が受けることができる融資制度にはどのようなものがありますか。
また、相談窓口はどこですか。

(回答)

林業者の方には、森林作業やきのこ栽培等のため必要な機械・施設の導入に必要な資金を、無利子で融資する林業改善資金が利用できます。

木材業者の方には、木材の生産及び流通・加工に必要な運転資金を低利で融資する「木材産業等高度化推進資金」が利用できます。

その他、農林漁業金融公庫が行う融資制度があります。

① 林業改善資金を借りるには

借受希望者は、貸付申請書に添付書類を添えて森林組合（住所地に森林組合がある場合）及び地域振興局を經由して知事に提出してください。

なお、資金の種類によって借受資格や貸付限度額、償還期間等が異なります。

また、貸付額に応じて連帯保証人又は担保が必要です。

② 木材産業等高度化推進資金を借りるには

借受希望者は、あらかじめ知事の認定（合理化計画の認定）を受ける必要があります。

借入申込みは、県指定の金融機関へ認定書の写し等を添えて行い、金融機関の審査を経て融資されます。

なお、資金の種類によって借受資格や貸付限度額、償還期間等が異なります。

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県森林環境部林業振興課
担当 林業改善資金については森林組合担当
木材産業等高度化推進資金については木材流通担当
電話 055(237)1111 内線6222又は6213
FAX 055(223)1678
E-mail ringyo@pref.yamanashi.jp
ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/rinkan/ringyo/index.html>